

令和3年2月7日 西東京市長選挙の効力に関する異議申し立て

異議申し立て補充書（2）

— 選挙の結果に異動を及ぼしたことについて —

2021年3月26日

西東京市選挙管理委員会 御中

異議申出人総代

山口あずさ

1 選挙人の証言

以下は異議申出を行った選挙人の証言である。投票に関する守秘義務に鑑み、匿名とした。法定ビラ第2号が、選挙人の投票行動に影響を与えたことが分かる証言がなされている。

1-1 選挙人A

近所の方が、平井候補にしようかなと思っていただけ、あのビラを読んで、そんなひどい人なんだと思い、池沢候補にしたといっているのを聞きました

1-2 選挙人B

- ・妻は市長選挙について「市長には若い人になってもらいたい」と言っていた。つまり平井さんに投票することを決めていた。
- ・2号ビラが我が家の郵便受けに入れられたのは2月5日だったと記憶している。

私はそれを見て、けしからんビラだと感じすぐに捨てた。よって、

妻の目には触れていない。

- ・ 2月6日（土） 近所に住む妻と仲の良い奥さん（創価学会員）が妻に会いに来た。いつもの通りの選挙前のお願いである。妻は近所付き合いがあるので、いつも選挙の時は「ハイハイ」と聞くだけ聞いてあげる。実際に公明党に入れたことは1度もない。
- ・ 今回はその奥さんは2号ビラを持って来た。そして、妻にいろいろ説明したようだ。

近所の奥さんが帰ってから妻は私にこう言った。「平井さんって逗子の財政を破綻させたんだってね。」

- ・ 開票日の数日後、誰に投票したか妻に聞いてみると「池沢」という回答。
- ・ 現在、2号ビラについてのことが問題になっていることに妻はこう言っている。

「選挙への異議申し立てや選挙のやり直しなどの署名運動があるなら、私、署名する。」

- ・ 妻は被害者です。

1-3 選挙人C

私の父は自民党の小林たつやの議会だより（甲第11号証）や、投函された2号ビラ（甲第10号証）を見て、今回の選挙は見送りました。

巻き込まれたくない、というのが理由です。

悪口、陰口を極端に嫌う父の選択でした。

当日も一緒に行こうと促しましたが、最後まで首を縦に振りませんでした。

2 市議会での市長及び議員の発言について

市長選挙の後、第2回臨時会と第1回定例会が行われ、明日の西東京を創る会の配布した法定ビラ第2号について、池澤市長は市議会議員から追及を受けることとなった。

2-1 3月1日の臨時会で、共産党藤岡議員から「共産左翼に市政を渡すな」という文言について追及を受けた池澤市長は、ビラの表現について指示・命令をする立場にないとした上で、市民へのお詫びを表明した。

2-2 同臨時会で、立憲フォーラム森信一議員から、市長選において池澤市長の応援議員が発行物や SNS で誹謗中傷をつづけたことについて質問を受けた池澤市長は、議員の発言はそれぞれの議員に発言の権限があり、かつ発行物は議員の責任とし、自身は選挙を通じ、関係者、関係団体には政策で選挙に臨みたいと一貫して伝えたと述べ、「ビラの選挙への影響ははかり知れるものではない」としたうえで、「市民からの意見は賛否、いろいろある。ビラに心を痛めた市民、不快に思われた市民に心から深くお詫びする」と述べた。

2-3 同質疑に於いて、選管事務局長は法定ビラ第2号が2月4日提出されたと述べ、持参者は答えかねると述べている。ちなみに当初浜中議員が持参者であると流布されたことを否認したという経緯がある。法定ビラ第2号の違法性を認識したからこそその対応と推察される。ビラを持参するというお使いを誰がしたのかを巡り、なぜ市議と選挙管理委員会の間でこれほどギクシャクしなければならないのかが面妖である。

2-4 生活者ネット後藤議員から、ビラの効果を尋ねられ、池澤市長は、賛否様々とし、駅頭で、市民から池澤候補のイメージが変わったと聞き、ビラの効果は大きな影響を与えたと感じたことと答弁し、「ビラにより心に傷、不快な思い、重く受け止めている」と述べ、「何らか

の形で謝罪する場の対応を図る」と述べた。

2-5 無所属納田議員から、法定ビラ第2号が事実をゆがめているのではないかとの問いに対し、池澤市長は「公職選挙法上の法的責任は司法の判断である」としてコメントを控えている。また、子どもへの影響について、池澤市長は、「子ども、市民に影響を与えたことを反省」と述べている。

2-6 公明党大林議員から、それぞれの陣営の主張やビラに賛否両論、さらに副市長時代の政策にも批判もあったという問いかけに対し、「法定ビラに心を傷つけられた市民、不快に思った市民に対し、確認団体が発行したものであるが、応援された市長としてお詫びする」と述べた。

2-7 さらに共産党藤岡議員からの法定ビラ第2号に関する追及に対し、池澤市長は「このビラにより、傷つけられた、不快な思いをされた市民の皆様にお詫びする。」と述べた。

2-8 翌、3月2日の臨時会に於いて、無所属田村議員から「逗子の失敗のリベンジは逗子で行ってください。ここは西東京市です」というメッセージについて考えが一致するかと問われ、池澤市長は「ビラの考えと一致してはいない」と答弁した。また「(ビラを)止める判断もあり、反省している」とも述べ、かつ、選挙が激戦であり、「(選挙結果が)状況によって変わる」とし、「子どもに対する考えや、不快な思い、心が傷つけられたなど、様々な声をもらっている。その市民に心からお詫びする」と述べ、かつ「二度としてはならないという考えだ。」と述べている。

2-9 同田村議員の質疑に於いて、選管事務局長は法定ビラ第2号への問い合わせが50～60件あり、そのすべてが否定の意見と答えている。

- 2-10 無所属森てるお議員から法定ビラ第2号の現物を見たときの印象を問われ、池澤市長は「こういったものは傷つく、池沢候補のイメージが変わると言われたが、現物を見たとき、そういう気持ちが分かった」と答えている。また「ビラを見た人の心を傷つけてしまったことは、自分の本意のビラでなくても、深く反省し、お詫びしたい。」と述べ、ビラに関する否定意見は様々とし「賛同は、地元で報道された記事の内容で、分かったというもの」と述べている。
- 2-11 自民党山田忠良議員は、2号ビラに関し、良くぞ言ってくれた、知りたかったという肯定意見を聞いたと発言している。
- 2-12 生活者ネット加藤涼子議員から、ビラの発行に同意したことについて問われて、池澤市長は「今後このような対応は取らない。市民を考えた判断力が欠けていた。」と述べ、また「傷ついた市民に、私がお詫びしたいと確認団体に伝えた」と述べている。
- 2-13 自民党小林たつや議員は、法定ビラ第2号に関し、2号ビラの内容はあながち間違いではない。2号ビラの内容は極めて有意義だが問題なのか。と発言している。これを受けて池澤市長は「公職選挙法に抵触しているかは司法の判断だ。」と述べている。
- 2-14 3月12日、第1回定例会において、無所属納田さおり議員の質問に答える形で、池澤市長は「逗子市は財政破綻ではない」、「逗子市は財政危機ではない。」と明言した。

上記の通り、池澤市長は市議からの問いかけに対し、法定ビラ第2号について繰り返し「お詫び」を述べている。なお、市議と市長との答弁の中で、市民からの法定ビラ第2号に関する賛同意見があったという発言が散見されたが、このビラに対する賛同意見があったということは、違法性の問題とは全く別ものであり、むしろ、選挙の結果に異動をもた

らす虞についての証言と考えなければならない。違法性については、異議申し立て補充書（１）で詳述しているが、法定ビラ第２号に賛成する市民が存在することは、事実をゆがめて記載したという不法行為について、違法性を阻却する関係にないことは、あえて指摘するまでもないであろう。事実がゆがめられていることが違法なのであって、そこに書いてあることに反対とか賛成という話とは、位相が異なるのである。

3 自民党市議の発言について

選挙が開始される前に、法定ビラ第２号と同趣旨の主張を自民党市議が行っている。

3－1 保谷なおみ市議は、選挙前に事務連絡として、「池沢たかし支援のお願い」（甲第１２号証）という文書を発行している。そこに前逗子市長 平井竜一氏についてとして一文を記載し、裏面には、討議資料として、逗子葉山経済新聞の記事と、法定ビラ第２号裏面にも引用された逗子共産党市議団が作成した逗子民報を紹介し、平井候補に対しいわゆるネガキャンを行っている。

3－2 小林たつや市議は、後援会事務連絡として「小林たつや市議会報告 No.44」（甲第１１号証）を発行し、「逗子市の前市長で、逗子市の財政をダメにして落選された方」と記述している。

明日の西東京を創る会については、代表の指田純氏の名前だけが明らかにされているが、医師である指田氏が、法定ビラ第２号の発案ないし制作を自ら行ったとは考えられず、本件不法行為については、実行犯が特定されなければならない。上記、２名の市議には、このような発想があったという事実が伺える。

4 新聞折込みについて

今回、異議申出人は手分けして西東京市内の新聞販売店に電話での聞き取りを行った。電話を掛けたすべての販売店から回答が得られ、2月6日に新聞折込みがなされたことの裏付けが取れた。法定ビラ第2号は、新聞折込みという手段によって選挙人であった西東京市民に対し選挙戦最終日に公にされた。確認された配布部数は合計28,900部であり、西東京市の2月1日現在の世帯数が100,213世帯であったことから、約3割の世帯に新聞に折り込まれた法定ビラ第2号が届けられたことになる。

各戸配布については2月5日なされたという証言が多々あり、2月7日が投票日であったことと照らして、これに対する反論も叶わないタイミングであったことも重要な事実であろう。

なお、未確認ではあるが、2月7日の新聞に折り込まれていたというSNS上での噂もある。

5 市長選挙の結果に異動をもたらした虞について

1の証言にみられるように、法定ビラ第2号は、それを見た市民に投票行動を変えさせる、あるいは行こうと思っていた選挙に行くのを思いとどまらせるような効果をもたらしている。

また、2の市議会での質疑からは、法定ビラ第2号が、市長が繰り返しお詫びを口にしなければならないような表現がなされていたことが見て取れ、これによって多くの市民が傷ついた一方で、これに賛同し、また1の証言に見られるように、これを流布した市民が存在したこともうかがえるのである。

なお、西東京市には、ひばりタイムス、タウン通信などの地域メディアがあるが、本異議申し立てについて詳しく報道（甲第15及び16号証）するとともに、法定ビラ第2号に抗議するネット署名が行われ（甲

第14号証)、市民からの公開質問状も提出(甲第17号証)されていることについても報道がなされており、選挙人である西東京市民が大きな関心を寄せていることが分かる。

明日の西東京を創る会が作成した法定ビラ第2号は、選挙結果に異動をもたらした虞があり、令和3年2月7日西東京市長選挙の効力は無効とされなければならない。

以上